国立国会図書館法の一部を改正する法律の概要

1の内容により国立国会図書館法の一部を改正し、附則において、2の内容により著作権法の一部を改正する。

1 国立国会図書館法の一部改正

- (1) インターネット資料の記録による収集に関し、次の内容の章及び条を置く。
 - ① 記録による収集

館長は、公用に供するため、国立国会図書館法(以下「法」という。)第24条及び第24条の2に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として収集することができること。

② 記録を適切に行うために必要な手段

法第24条及び第24条の2に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、 又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能と されているインターネット資料について、館長の定めるところにより、館長 が①の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならないこと。

③ 国立国会図書館への提供(送信又は送付)

館長は、法第 24 条及び第 24 条の 2 に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、①の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができること。この場合において、当該者は、その求めに応じなければならないこと。

④ 適用除外

インターネット資料の性質及びインターネット資料が公衆に利用可能と された目的にかんがみ、①の目的の達成に支障がないと認められるものとし て館長が定めるインターネット資料は、②及び③の対象となるインターネッ ト資料から除くこと。

(2) その他必要な規定の整備を行う。

2 著作権法の一部改正

- (1) インターネット資料の収集のための複製に関し、第2章第3節第5款(著作権の制限)に次の内容の条を置く。
 - ① 館長は、1(1)①の規定により、インターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができること。
 - ② 法第24条及び第24条の2に規定する者は、1(1)③の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができること。
- (2) (1)の規定を著作隣接権に準用する。
- (3) その他必要な規定の整備を行う。

[参照条文]

国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物 (機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一~九 (略)

- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
 - 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政 法人
 - 二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 - 三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

③ (略)

- 第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。
 - 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項 に規定する港務局
 - 二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供 給公社
 - 三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社
 - 四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に 規定する土地開発公社

- 五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの
- ③ (略)

別表第一(第二十四条関係)

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八
業団	号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
農水産業協同組合貯金保険	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三
機構	号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

別表第二 (第二十四条の二関係)

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法 (昭和二十三年法律第百五十八号)
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)

国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館法 (昭和二十三年法律第五号)

管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。	館資料を、行政及び司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、
ない図書及びその他の図書館資料を、行政及び司法の各部門に移	国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書
ることができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要とし	図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、
と認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管す	会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の
としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得る	は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国
政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要	管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官
及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行	遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移
ほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政	第十一章の二の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、
その他の図書館資料を次章及び第十一章の規定による納入による	その他の図書館資料を次章及び第十一章の規定による納入並びに
第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及び	第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及び
現行	改 正 案

第二十五条の三

若しくは処分することができる。

第十一章の二

国

地方公共団体、

独立行政法人等のインタ

ーネット資料の記録

覚によつては認識することができない方法により記録された文

たインターネット資料(電子的方法、

磁気的方法その他の人の知

ンターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされ

十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がイ

館長は、公用に供するため、第二十四条及び第一

できる。
書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することが公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて

- の 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に がないと認められるものとして館長の定めるところにより、 がに支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除 がに支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除 がに支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除 がに支障がないと認められるものとして館長の定めるところにより、 はにより、 での性 がは、前項の目的の達 がらない。
- は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならじて提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通して館長が定める場合を除き、その求めに応じなければならは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならば、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

著作権法の一部改正(新旧対照表)

著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号)

第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。	第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。
第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、	第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、
一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二	一第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二
なす。	なす。
第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみ	第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみ 第四十九条
(複製物の目的外使用等)	(複製物の目的外使用等)
	ネット資料に係る著作物を複製することができる。
	を提供するために必要と認められる限度において、当該インター
	は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料
	2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者
	館の使用に係る記録媒体に記録することができる。
	において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書
	ネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度
	に規定するインターネット資料(以下この条において「インター
	和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項
	第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭
	製)
	(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複
現行(平成二十二年一月一日現在)	改 正 案
	——————————————————————————————————————

複製物 項、 的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の 次項第一号において同じ。)、 又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者 第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の 第四十二条の三第二項 (次項第四号の複製物に該当するものを除く。) を頒布 第四十一条から第四十二条の二 第四十四条第一項若しくは第1 目

二~七 略

2 (略

、著作隣接権の 制限)

第百二条 る実演、 二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は 九十二条第一 作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準 に第四十七条の四から第四十七条の八までの規定は、 条から第四十二条の三まで、第四十四条(第二項を除く。)並び 次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一 第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。 合において、 いて準用し、 目的となつている実演、 第四十四条第二項の規定は、 第三十条第一項、 コード又は有線放送の利用について準用する。 項、 同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは 第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、 第九十九条第一項又は第百条の三」と、 第三十一条、第三十二条、第三十五条、 レコード、 著作隣接権の目的となつてい 放送又は有線放送の利用に 著作隣接権 同条第 この場 「第 著 第百二条

まで、 製物に該当するものを除く。 定の適用を受けて作成された著作物の複製物 第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、 次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の二 つて当該著作物を公衆に提示した者 第四十四条第一項若しくは第二項、 を頒布し、 第四十七条の二又は 又は当該複製物によ (次項第四号の複 これらの

二~七 (略)

2 略

、著作隣接権の制限

二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は 用し、 る実演、 作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準 次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一 第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く 条から第四十二条の二まで、第四十四条 合において、 の目的となつている実演、 に第四十七条の四から第四十七条の八までの規定は、 九十二条第一項、 ついて準用し、第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、 第四十四条第二項の規定は、 レコード又は有線放送の利用について準用する。 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、 同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは 第九十九条第一項又は第百条の三」と、 レコード、 著作隣接権の目的となつてい 放送又は有線放送の利用に (第二項を除く。) 並び 著作隣接 同条第 「第 著

第百条の三」と読み替えるものとする。

2 { 8 略

又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。 次に掲げる者は、 第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条 9

第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項

は有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者 けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によ 六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受 第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の つて当該実演、 三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の 二第二号、 第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の 当該レコードに係る音若しくは当該放送若しく

第百条の三」と読み替えるものとする。

2 { 8 (略)

又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条

的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の 二第二号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条第 複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、 一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目 第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の ードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若し 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項 当該レコ

(略)

くは影像を公衆に提示した者

(略